

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

○福島県公有財産規則の一部を改正する規則

四四五

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

四四五

告示

○新たに県基幹統計調査として調査を行う件

四六五

公告

○六月県議会定例会において議決された予算の要領を公表する件

四六六

○一般競争入札を行う件二件

四六九

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

四七一

○特定非営利活動法人の定款の変更

四七一

の認証の申請があった件四件

四七一

○産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので公告する件

四七二

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件

四七三

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件

四七四

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した件

四七五

○障害者自立支援法による指定障害者支援施設を指定した件

四七五

福島県教育委員会教育長

○落札者を決定した件

四七六

福島県選挙管理委員会

○不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があった件

四七六

○不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件

四七六

規則

福島県公有財産規則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月十七日

福島県規則第七十二号

福島県公有財産規則の一部を改正する規則

福島県公有財産規則(平成三年福島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。第四十八条中「五年」を「三年」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行後最初に行う県有財産台帳価額の改定は、改正後の福島県公有財産規則第四十八条の規定にかかわらず、平成二十二年三月三十一日の現況において行うものとする。

(財産管理課)

福島県規則第七十三号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二株式会社福島銀行の項中「郡山支店、郡山支店さくら通出張所」を「郡山営業部、郡山営業部さくら通出張所」に改め、「郡山北支店」を削る。

附則

この規則は、平成二十一年七月二十七日から施行する。

(出納総務課)

告示

福島県告示第四百五十六号

福島県統計調査条例施行規則(平成二十一年福島県規則第三十九号)第三条の規定により、新たに県基幹統計調査として次のとおり調査を行う。

平成二十一年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査の名称及び目的

1 名称 労働条件等実態調査

2 目的 県内における民営事業所の労働条件のうち、労働時間、休暇制度、休業制度等、定年制、退職金、男女共同参画の状況、賃金制度等の実態及びその動向を把握し、労働行政の基礎資料とするとともに、調査結果を通じて、労働者福祉の向上等に資することを目的とする。

二 調査対象の範囲 県内全域の日本標準産業分類に定める次に掲げる産業を主業とし、常用労働者三十人以上を雇用する民営事業所

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 鉱業、採石業、砂利採取業
 - 2 建設業
 - 3 製造業
 - 4 電気・ガス・熱供給・水道業
 - 5 情報通信業
 - 6 運輸業、郵便業
 - 7 卸売業、小売業
 - 8 金融業、保険業
 - 9 複合サービス事業
 - 10 サービス業（他に分類されないもの）
- 三 報告を求める事項 事業所の属性、労働形態、労働時間、休暇制度、休業制度等、定年制、退職金、男女共同参画の状況及び賃金制度に関すること
- 四 報告を求める者 二に掲げる事業所を有する者のうち、知事が有意に抽出した者
- 五 報告を求めるために用いる方法 四に掲げる報告を求める者から郵送にて調査票の提出を受ける。
- 六 調査の周期及び実施期間
- 1 調査の周期 毎年
 - 2 調査の実施期間 八月一日から同月三十一日まで
 - 七 その他 調査の基準となる期日 七月三十一日
- （雇用労政課）

公 告

公告第三百九十三号

平成二十一年六月福島県議会定例会において議決された平成二十一年度の福島県一般会計補正予算の要額は、次のとおりである。

平成二十一年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

平成21年度福島県一般会計補正予算（第2号）

平成21年度福島県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,062,452千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ895,757,017千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加・変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	歳 入	
					合 計	1 県 債
7 分担保金及び負担金	1 分担保金	9,204,118	52,653	9,256,771		
		690,886	10,690	701,576		
9 国庫支出金	2 負担金	8,513,232	41,963	8,555,195		
		99,173,786	14,065,816	113,239,602		
10 財産収入	1 国庫負担金	41,636,967	3,789	41,640,756		
		54,847,517	14,062,027	68,909,544		
12 繰入金	2 国庫補助金	1,980,135	8,435	1,988,570		
		1,029,923	8,435	1,038,358		
13 繰越金	1 繰越金	31,751,938	2,463,464	34,215,402		
		26,821,690	2,463,464	29,285,154		
14 諸収入	1 繰越金	246,501	1,645	248,146		
		246,501	1,645	248,146		
15 県債	8 雑入	84,704,064	1,339	84,705,403		
		2,356,459	1,339	2,357,798		
歳 入	1 県 債	161,286,200	3,469,100	164,755,300		
		161,286,200	3,469,100	164,755,300		
合 計		875,694,565	20,062,452	895,757,017		

歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		56,192,779	771,475	56,964,254
	2 県民生活費	2,221,759	401,000	2,622,759
	3 企画費	14,285,288	9,870	14,295,158
	7 防災費	1,884,604	360,605	2,245,209
		87,779,355	330,553	88,109,908
3 民生費		66,174,283	325,500	66,499,783
	1 社会福祉費	4,290,768	5,053	4,295,821
		17,318,028	429,843	17,747,871
4 衛生費		6,602,056	429,843	7,031,899
	1 公衆衛生費	5,838,476	8,586,901	14,425,377
5 労働費		4,031,294	8,586,901	12,618,195
	3 雇用対策費	65,781,141	1,544,654	67,325,795
		27,350,385	355,632	27,706,017
6 農林水産業費		15,981,557	1,022,622	17,004,179
	3 農地費	2,812,979	166,400	2,979,379
	4 林業費	67,957,734	71,846	68,029,580
	5 水産業費	67,427,107	18,576	67,445,683
7 商工費				
	1 商工業費			

8 土木費	2 観光費		530,627	53,270	583,897
		1 土木管理費	98,154,344	7,310,980	105,465,324
		2 道橋りょう費	13,454,395	1,000,000	14,454,395
		3 河川海岸費	52,644,624	2,767,000	55,411,624
		4 港湾費	13,709,468	1,509,255	15,218,723
		6 都市計画費	5,823,031	1,262,700	7,085,731
		7 住宅費	10,305,348	720,000	11,025,348
			1,635,997	52,025	1,688,022
			42,895,319	222,800	43,118,119
			39,493,725	221,603	39,715,328
9 警察費	2 警察活動費	1 警察管理費	3,401,594	1,197	3,402,791
			213,369,094	793,400	214,162,494
		1 教育総務費	27,961,559	208,206	28,169,765
		4 高等学校費	45,013,459	551,275	45,564,734
		6 社会教育費	3,136,307	2,633	3,138,940
10 教育費	7 保健体育費		891,758	31,286	923,044
		合計	875,694,565	20,062,452	895,757,017

第2表 地方債補正

(1) 追加

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
-------	-----	-------	----	-------

基礎整備促進事業費	51,800	1 借入方法 普通貸借又は債券発行	年10%以内	起債日から35年以内
橋りょう補修費(補助)	119,000	債券の発行価格は、知事が定める。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行う場合には、当該見直しの後の利率)	(据置期間を含む。)
橋りょう補修費(長寿命化修繕計画)	115,000	2 借入資金 政府資金その他		の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
国道補修費	212,500			
地方道補修費	92,000			
防雪費	16,000			
災害防除費	65,000			
海岸堤防等老朽化対策費	30,000			
ダム管理設備修繕事業費	35,700			
港湾整備総合補助金事業費	241,800			
計	978,800			

(2) 変更

(単位千円)

起債の目的	補正		前		補正		後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
かんがい排水事業費	771,400	1 借入方法 普通貸借又は債券発行	787,100	1 借入方法 普通貸借又は債券発行	787,100	1 借入方法 普通貸借又は債券発行	787,100	1 借入方法 普通貸借又は債券発行
海岸事業費	205,200	2 借入資金 政府資金	225,700	2 借入資金 政府資金	225,700	2 借入資金 政府資金	225,700	2 借入資金 政府資金
一般林道費	316,000		340,000		340,000		340,000	
一般治山費	1,281,200		1,332,900		1,332,900		1,332,900	
流域環境整備	45,000		95,000		95,000		95,000	

総合事業費	金その他	金その他	金その他
水産物供給基盤機能保全事業費	4,500		
国道第1種改良費	977,000		
国道改築費	2,876,600		
地方道改築費	274,000		
広域基幹河川改修事業費	996,800		
広域一般河川改修事業費	100,900		
総合流域防災事業費(河川)	351,400		
通常砂防費	462,800		
火山砂防費	263,200		
地すべり対策費	68,700		
急傾斜地対策費	129,400		
総合流域防災事業費(砂防)	236,200		
港湾修築費	151,200		
広域資源活用護岸整備費	708,100		
重要幹線街路費	421,500		
都市公園整備費	115,800		
県宮住宅建設費	254,400		
交通安全施設等整備事業費	1,179,200		
		29,500	
		1,017,000	
		3,168,100	
		499,000	
		1,222,800	
		254,900	
		530,400	
		504,300	
		310,000	
		73,700	
		152,500	
		248,200	
		421,200	
		988,100	
		608,000	
		250,800	
		282,400	
		1,339,200	

金その他
府債金に
ついて、
利率の
見直し
を行った
場合には、
当該見直
しの後の
利率)

金その他
府債金に
ついて、
利率の
見直し
を行った
場合には、
当該見直
しの後の
利率)

の都合によ
り繰上償還
をし、償還
年限を短縮
し、又は借
換えをす
ることができるものとする。

の都合によ
り繰上償還
をし、償還
年限を短縮
し、又は借
換えをす
ることができるものとする。

(補助)				
計	126,034,900		128,525,200	

(線 染 藍)

公告第394号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム庁内LAN構築施工業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成21年7月17日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県情報通信ネットワークシステム庁内LAN構築施工業務 一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結日から平成22年3月31日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、当該入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 他の都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市に対し、ネットワークシステムの設計、開発及び運用を行った実績を有する者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して平成21年8月7日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要

な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県企画調整部情報統計総室情報システム課
 電話024-521-7135

4 入札説明書の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 平成21年7月17日（金）から同月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び同月20日（月）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙100枚が入る程度の大きさで、390円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、平成21年7月31日（金）午後5時までに必着で3に掲げる場所まで請求すること。

5 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成21年7月27日（月）午後1時30分

(2) 場所 福島県自治会館4階402会議室 福島県福島市中町8番2号

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成21年8月31日（月）午前10時30分

(2) 場所 福島県自治会館4階402会議室 福島県福島市中町8番2号

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成21年8月28日（金）午後5時までに次に掲げる場所に必着のこと。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部企画調整総室企画調整課

電話024-521-7108

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に

- 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required : Construction Information-Communication Network System of the Fukushima Prefectural Government 1 set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 10 : 30 a.m., 31 August, 2009
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m., 28 August, 2009
- (4) Contact point for the notice : Information Systems Division, Planning and Coordination Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsunacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670 Japan Tel 024-521-7135
(情報システム課)

公告第395号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第32号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。
平成21年7月17日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ヘリコプターテレビジョンシステム用機上設備 1式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成22年3月31日(木)
 - (4) 納入場所 福島県警察本部地域部地域安全課航空隊(福島県福島市荒井字下策森50番地)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
 - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が

あり、かつ、確実に納入できること。

- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年8月10日(月)午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年7月29日(木)午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年8月28日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月27日(木)午後5時30分までに必着のこと。)
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った者を落札者とす。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 契約の締結 落札決定後は仮契約を締結し、当該契約は、議会の議決に付すべし契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第3条の規定により福島県議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Aircraft System for Helicopter Television 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 28 August 2009
- (3) Time-limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 27 August 2009
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugisumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

公告第三百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年七月三日
- 二 名称
特定非営利活動法人しらかわ建築サポートセンター
- 三 代表者の氏名
土方 吉雄
- 四 主たる事務所の所在地
福島県白河市本町二番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、福島県南地方において、他の特定非営利活動法人、地域社会活動法人等と連携して、まちづくり・地域景観の保全・災害救援復興・地域の安全活動・福祉の推進を図る活動等に関する事業を行うと共に、建築技術の専門知識を生かしながら、地域の良好な社会基盤の維持・保全に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年七月一日
- 二 名称
特定非営利活動法人ビーンズふくしま
- 三 代表者の氏名
若月 ちよ
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市矢剣町二十二番地の五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、不登校の子どもやひきこもりの青少年の親、市民、学生など広範な人々と協同して、不登校の子どもたちやひきこもりの青少年たちのために、その生き方と学習を支援するとともに、広く青少年が自分らしく生きるための支援を行い、それをもって社会の創造に貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年六月二十六日
- 二 名称
特定非営利活動法人ライプリー小高訪問看護ステーション
- 三 代表者の氏名
加藤 トミ子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南相馬市小高区小高字金谷前八十四番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者（痴呆を含む）、障害者、難病者、ターミナル患者が住みながら家庭と地域で、自尊心や価値観が尊重された生活をしていくことができるように、助け合いの精神が息づく1人ひとりにやさしい住みよいまちづくりを旨とした在宅訪問看護事業を行い、高齢者（痴呆を含む）、障害者、難病者、ターミナル患者の人々が安心して暮らすことの出来る地域づくりの構築に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十一年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年六月三十日
- 二 名称
特定非営利活動法人地域生活支援ネットOneOne
- 三 代表者の氏名
中丸 良彦
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市春日町十三番二十五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者基本法の理念に立ち、心身に障がいのある方々が、地域の中で適切な社会福祉サービスを利用して、安心した生活を送ること、また、様々な社会参加の機会を得られること、それらが将来にわたって実現されるための支援を家族、地域の方々と協力し、行うことをもって、地域福祉の増進を図り、社会に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第四百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十一年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年七月九日
- 二 名称
特定非営利活動法人郡山市私立保育園連絡協議会
- 三 代表者の氏名
遠藤 重子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市大槻町字小金林二十三番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子育て中の保護者の良きアドバイザーになり、子供たちが健やかに育つよう、専門性を持って、子育て支援を行うことを目的とする。

（文化振興課）

公告第四百一号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第八条第一項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。
平成二十一年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社メタルセンター 代表取締役 島川 隆哉
- 二 宮城県仙台市青葉区本町二丁目一四番二四号
- 三 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県二本松市小沢字原地内
- 四 産業廃棄物処理施設等の種類
産業廃棄物指定処理施設（金属くずの切断施設）
産業廃棄物指定処理施設（産業廃棄物の圧縮施設）
産業廃棄物処理施設等の処理能力
金属くずの切断施設 九一・六トン毎日（八時間）
産業廃棄物の圧縮施設 四一・六トン毎日（八時間）

（産業廃棄物課）

公告第四百二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。
平成二十一年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
地域生活支援センター ウィズピア	喜多方市松山町村松字北原三三三 四一	医療法人 昨雲	福島県喜多方市松山町村松字北原三三三 四一	平成二〇年十一月一日	自立訓練（生活訓練）	知的障害者 精神障害者
きぼうのあさがお	南相馬市鹿島区鹿島字上沼田一二〇一	特定非営利活動法人 あさがお	同 県南相馬市鹿島区横手字川原一六一二	平成二〇年十二月一日	就労継続支援B型	特定なし

桜工房	アクセ スホー ムさく ら	双葉郡浪江 町大字田尻 字みどりヶ 丘二〇二一 二	特定非 営利活 動法人 アクセ スホー ムさく ら	同 県双葉 郡浪江町大 字田尻字み どりヶ丘二 〇二一二	同	同	同	同	知的障害者
田村郡三春 町字小滝一 七〇	特定非 営利活 動法人 桜こま	同 県田村 郡三春町字 小滝一七〇	同	同	同	同	同	同	知的障害者
就労支 援セン ター希 望の里	社会福 祉法人 いわき 福音協 会	田村市船引 町大倉字伊 後田一九三 一〇	特定非 営利活 動法人 田村希 望の里 福祉会	同 県田村 市船引町大 倉字伊後田 一九三一	同	同	同	同	特定なし
福祉サ ービス 事業所 かがや き	社会福 祉法人 いわき 福音協 会	同 市好 間町下好間 字大館一七 三一	同	同 市上平 窪字羽黒四 〇一四四	同	同	同	同	知的障害者
自立生 活きら きら	特定非 営利活 動法人 なこそ 授産所	いわき市仁 井田町寺前 九一	同	同 県いわ き市錦町重 殿一五	同	同	同	同	特定なし
銀河工 房	特定非 営利活 動法人 銀河の 森福祉 会	田村市船引 町船引字前 田七四	同	同 県田村 市船引町船 引字前田七 四	同	同	同	同	精神障害者

障害福 祉サー ビス事 業所ゆ めのま いち	郡山市田村 町金屋字新 家四五	特定非 営利活 動法人 みんな のま いち	同 県郡山 市緑ヶ丘東 一丁目一 一	同	同	同	同	同	特定なし
ぴーす	同 市吉倉 字名倉四三 一三	特定非 営利活 動法人 C P I E	同 市庄野字台 ノ田八一三	同	同	同	同	同	知的障害者 精神障害者
新お おの ぞらの 夢	同 市南矢 野目字桜内 前六一九	社会福 祉法人 つばさ 福祉会	同 市八木田字 並柳四一 三	同	同	同	同	同	特定なし
なぎの いえ	福島市松山 町九	特定非 営利活 動法人 なぎの いえ	同 県福島 市松山町九	同	同	同	同	同	知的障害者 精神障害者
でんで んむし	田村郡三春 町字清水二 四二一	特定非 営利活 動法人 かたつ むり	同 県田村 郡三春町字 清水二四二 一	同	同	同	同	同	知的障害者 精神障害者 （肢体不自 由）
共働作 業所ピ ーター パン	大沼郡会津 美里町外川 原甲四二六 〇一七	特定非 営利活 動法人 ピータ ーパン ネット ワーク	同 県会津 若松市住吉 町二〇一二	同	同	同	同	同	特定なし

わーく IL	同 市神明 町一六一一 一グリーン ハイツ1階	特定非 営利活 動法人 あいえ るの会	同 市神明町九 一	同	生活介護 就労継続 支援B型	身体障害者 (肢体不自 由) 知的障害者
あとり え北山	いわき市平 字作町一 四一三	社会福 祉法人 希望の 杜福祉 会	同 県いわ き市平字北 目町三九一 一〇	同	自立訓練 (生活訓 練)	知的障害者 精神障害者
じょう ばん福 祉作業 所	同 市内 郷内町水之 出一四	特定非 営利活 動法人 常磐福 祉会	同 市内郷内 町水之出一 四	同	生活介護	特定なし
すばる 作業所	須賀川市東 町五六一九	特定非 営利活 動法人 すばる	同 県須賀 川市東町五 六一九	同	就労継続 支援B型	精神障害者
あたご 共同作 業所	南会津郡南 会津町中荒 井字西原四 七	特定非 営利活 動法人 あたご	同 県南会 津郡南会津 町中荒井字 西原四七	同	同	特定なし
共同作 業所希 来里	大沼郡会津 美里町富川 字富岡一六 七	特定非 営利活 動法人 希来里	同 県大沼 郡会津美里 町富川字富 岡一六七	同	同	身体障害者 知的障害者
リジョ イスと みおか	双葉郡富岡 町中央二一 一〇一	社会福 祉法人 友愛会	同 県双葉 郡富岡町大 字本岡字本 町西六三二 一	同	自立訓練 (生活訓 練)	知的障害者

公告第四百三三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、
次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃
止した旨届出があった。
平成二十一年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

ワーク センタ ーさく ら	同 町大字小浜 字中央五四 〇	同	同	同	自立訓練 (生活訓 練) 就労継続 支援B型	同
障がい 者多機 能型施 設おほ くま共 生園	同 郡大熊 町大字熊字 旭台九三一 三	社会福 祉法人 福島県 福祉事 業協会	同 町大 字大菅字蛇 谷須七九	同	就労継続 支援A型 就労継続 支援B型	同
就労継 続支援 B型事 業所ワ ークス ペース ・アシ スト	南相馬市原 町区桜井町 一丁目一三 〇	同	同	平成二十一年 六月二五日	就労継続 支援B型	特定なし

(障がい福祉課)

事業所の 名称	事業所の所 在地	事業者 の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	廃止年月 日	サービ スの種 類	サービ スの主 たる対 象者
福祉サ ービス 事業所 つばさ	いわき市平 字新川町三 六一一	社会福 祉法人 いわき	福島県いわ き市平上平 窪字羽黒四	平成二〇 年二月 三十一日	就労継続 支援B型	知的障害者

公告第四百四号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。
 平成二十一年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

（障がい福祉課）

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	取消年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
多機能型支援事業所 ジョ	郡山市安積四丁目三	特定非営利活動法人 アイ・キャン	同 県郡山市安積町笹川字四角担五九一七	平成二十一年一月三十一日	自立訓練（生活訓練）	知的障害者 精神障害者
障害者支援施設 きのと	相馬市富沢字松道一九	社会福祉法人 相双記念会	同 県相馬市富沢字松道一九	平成二十一年三月三十一日	同	特定なし
スペース けやき	いわき市平字北目町三九一一	社会福祉法人 希望の杜福祉会	同 県いわき市平字北目町三九一〇	平成二十一年四月一日	同	精神障害者
福祉サービス事業所 つばさ	同 市平字新川町三六一	社会福祉法人 いわき福音協会	同 市平上平窪字羽黒四〇一四四	同	同	知的障害者

公告第四百五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害者支援施設を次のとおり指定した。
 平成二十一年七月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

（障がい福祉課）

施設名称	施設所在地	施設設置者の名称	施設設置者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの主たる対象者
グループホーム・ケアホームのぞみ	福島市郷野目字金達町四四一八	特定非営利活動法人 人雪うさぎ	福島県福島市御山字山田一七一一	平成二十一年三月三十一日	共同生活介護 共同生活援助
指定障害者支援施設はまなす荘	同 市平中平窪字二堂田二	同	同	同	同
指定障害者支援施設カナン村	同 市平上平窪字羽黒四〇	同	同	同	身体障害者
指定障害者支援施設野の花ホーム	同 市平上平窪字羽黒四〇一五一	同	同	同	同
光洋愛成園	同 県双葉郡大字本岡字本町西六三一一	社会福祉法人友愛会	同 県双葉郡富岡町大字本岡字本町西六三一一	同	知的障害者

福島県教育委員会教育長

公告第5号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立図書館情報ネットワークシステム機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の1第1項の規定により公告する。

平成21年7月17日

福島県立図書館長 佐藤 義和

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県立図書館情報ネットワークシステム機器 一式
契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県立図書館企画管理部 福島県福島市森合字西養山1番地
落札者を決定した日
平成21年6月26日
落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号
落札額
142,380,000円
契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
特別政令第6条の公告を行った日
平成21年5月15日

(企画管理部)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十四号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八八条、第九九条第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。

平成二十一年七月十七日

福島県選挙管理委員会

(障がい福祉課)

Table with 3 columns: 施設の名 称, 施設の 所在地, 閉鎖年 月 日. Row 1: 財団法人太田綜合病院附属 太田記念病院, 郡山市中町五番二五号, 平成二十二年三月二日

委員長 菊地 俊彦

福島県選挙管理委員会告示第三十五号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八八条、第九九条第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十一年七月十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

Table with 4 columns: 変 更 前, 変 更 後, 変 更 年 月 日. Row 1: 社会福祉法人相双記念会身体障害者療護施設ふきのとう苑, 社会福祉法人相双記念会障害者支援施設ふきのとう苑, 平成一九年一〇月一日